

議案第9号

匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例（平成24年匝瑳市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参考)

匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略					
2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の230を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の230を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の230を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の220を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の220を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の220を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略					
3 略	3 略	3 略	3 略	3 略	3 略
以下 略					

(参考)

匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第2条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の22.5を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の2.5を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の2.5を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の2.30を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の2.30を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において管理者が受け るべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計 額に、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を 乗じて得た額を加算した額をいう。）に100分の2.30を乗じて得た額に、基準 日以前6箇月間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 略	3 略	3 略	3 略	3 略	3 略
以下 略	以下 略	以下 略	以下 略	以下 略	以下 略